

令和5年第2回平取町議会定例会（開 会 午後 2時30分）

議長

時間となりましたので、只今より本日の会議を開きます。只今の出席議員は10名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、1番櫻井議員と2番木村議員を指名いたします。

日程第2、議案第14号、令和5年度平取町一般会計予算。

日程第3、議案第15号、令和5年度平取町国民健康保険特別会計予算。

日程第4、議案第16号、令和5年度平取町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第5、議案第17号、令和5年度平取町介護保険特別会計予算。

日程第6、議案第18号、令和5年度平取町簡易水道特別会計予算。

日程第7、議案第19号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計予算。

日程第8、議案第20号、令和5年度平取町振内国民健康保険診療所特別会計予算。以上、議案7件を一括して議題といたします。令和5年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託して審査しておりますので、その結果の報告を求めます。3番中川議員。

3番
中川議員

報告の前にまずもって、委員各位には連日にわたり熱心に議案のご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。また、町長をはじめ理事者の方々、課長各位の審査に寄せられましたご説明等のご協力に対し、深く感謝申し上げます。それでは、令和5年第2回定例会において、当予算審査特別委員会に付託されました議案第14号から第20号までの令和5年度平取町各会計予算の7議案について、審査の経過と結果を会議規則第75条の基測定によりご報告申し上げます。当委員会は、先に提案説明のあった予算の審議にあたり、質疑等を通じ、疑問点をただしながら、予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また、これまでの一般質問や委員会審議での議論を十分反映した予算案となっているかという点についても、審査の重点事項としたところでもあります。令和5年度各会計予算は、一般会計をはじめとして総額96億3790万で、前年度当初予算と比較すると4.7%の減となるものでありますが、第6次総合計画と連動する財政収支計画に基づき編成されたものと判断するところでもあります。なお、審査の過程においては、今後予算執行に向けて要望事項がありますので、以下その概要を申し上げます。まず、町財政の運営についてであります。令和4年度と比較して全般的に歳出は抑えられたものの、子育て世帯や障がい者等の係る扶助費や行政運営における各種負担金等は、社会情勢に伴い増額を余儀される場所もありますが、主要事業に対する公債費は、令和3年度から8億円を超える額となり、基金繰入金も4億7811万円となっています。今後も様々な投資的事業が山積する中、人口減少の影響で自主財源の確保もさらに難しくなり、非常に厳しい財政状況に陥ることが最も懸念されます。総合計画にのっとりながら事

情や実態を捉え、今後の収支状況を見極め、事業の縮小や必要な見直しを適時的確に判断し、計画的かつ効果的な行政運営、持続可能な財政運営を職員一丸となって取り組まれることを期待します。

次に、予算執行における要望事項であります。各事業における町民への補助金や助成金の在り方についてです。町民の生活環境づくりを支援する制度など、様々な補助事業を設けていますが、その補助、助成金等も含め、基準や内容、実施方法が本来の趣旨、目的に合致せず、継続的また効果的な運用になっていません。例えば、ゼロカーボンシティ宣言をし、脱炭素のまちづくりを進める上では、町民と協働する形で既存の補助事業を有効に活用できるような内容でなければ、目的は達成されません。限られた事業予算の効果的な運用を図られるよう検討していただき、公平で適正な基準のもと、必要最小限の予算で執行できるよう考慮していただきたい。

次に、スポーツ少年団や中学校の部活動など、今後の青少年のスポーツ活動の支援についてです。少年活動や部活動は、スポーツを楽しむだけでなく、学習活動や野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などを通じて、協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりの心を学びます。町内の児童生徒の減少により、地域における団体活動の場や種目など青少年の心と体を育てる機会が限られている現状となっています。また、適切な指導や助言ができる育成者、指導者の担い手不足も大きな影響を及ぼしています。国・道では、地域のスポーツクラブ活動体制整備事業補助金など、部活動も含めた地域移行を模索していますが、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの活動の実情を把握しながら、子どもの体力づくりはもとより、スポーツを通じた青少年の健全育成の支援体制を検討し、今後さらに、スポーツにより地域づくりに貢献できる人材育成が図られるよう、積極的な取り組みをお願いしたい。

次に、町有バスの運行についてです。小中学校の教育支援はもとより、町民の社会活動や文化活動を支援するための町有バスの運行は、必要な不可欠な事業です。新型コロナウイルス感染症や燃油の高騰などによる昨今の運送事業の不況は、地域社会に多大な影響を及ぼしたと同時に、公共交通はもとより、行政サービスの低下を招く結果となりました。町有バスの維持、管理には多額の経費を要しますが、町民の協力、理解を得ながら、継続的な運行が図れるよう迅速な対応を検討していただきたい。

次に、特別会計についてであります。国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計については、各種健康診断の受診勧奨など、保健活動を通じ、町民の健康管理、健康教育等に努めると同時に、医療費の削減、保険者負担の抑制、質の高い介護サービスの展開を図れるよう努力願います。次に、簡易水道特別会計であります。水道水は欠かすことの出来ない町民のライフラインであることから、毎年敷設替えを水道施設管理計画により実施されていますが、今後も効率的な改修に努められるとともに、日常にお

ける各施設の維持管理で、良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に、国民健康保険病院特別会計及び振内国民健康保険診療所特別会計であります。町民の安全で安心な医療環境の提供に向け、診療体制の維持確保に鋭意努力されていますが、依然として一般会計からの繰入れは高額で推移し、厳しい経営が続いています。高齢化に伴う地域に密着した医療体制や経営形態の見直しなど、経営改善につながる対策、相互連携を図る医療圏域における役割などを盛り込んだ公立病院経営強化プランを策定し、病院理念に基づいた健全な病院運営が計画的に進められるよう強く望みます。

以上、当委員会における要望事項であります。効果的、効率的に適正に本予算が執行されますことを期待しているところです。なお、お手元の報告書のとおり、令和5年度平取町一般会計及び各特別会計の7議案については、原案どおり可決すべきものと決定しました。これをもちまして、予算特別委員会の報告といたします。

議長

只今、予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第14号から議案第20号までの令和5年度平取町各会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略し、討論を行います。

日程第2、議案第14号、令和5年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第2、議案第14号、令和5年度平取町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第15号、令和5年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、議案第15号、令和5年度平取町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第16号、令和5年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第16号、令和5年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第17号、令和5年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第17号、令和5年度平取町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第18号令和5年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第18号、令和5年度平取町簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第19号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第19号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第20号、令和5年度平取町振内国民健康保険診療所特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第20号、令和5年度平取町振内国民健康保険診療所特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第9、議案第21号、令和4年度平取町一般会計補正予算第11号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第21号、令和4年度平取町一般会計補正予算第11号につきましてご説明いたしますので、本日お配りいたしました議案をご覧ください。令和4年度平取町一般会計補正予算第11号は、次に定めるところによるものとするものでございます。第1条、繰越し明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第1表、繰越し明許費によるものとします。裏面の繰越し明許費をご覧ください。2款3項戸籍総合システム改修事業、524万4000円、及び4款1項共有施設PCB機器処理事業、132万4000円の2事業につきましては、それぞれ事業者の作業日程の関係で令和4年度末までに事業を完了する見込みがないことから、これを令和5年度に繰り越そうとするものでございます。以上、議案第21号、令和4年度平取町一般会計補正予算第11号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第21号、令和4年度平取町一般会計補正予算第11号は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第22号、令和4年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第22号、令和4年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましてご説明させていただきます。1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算にそれぞれ212万1000円を追加し、予算の総額を9632万1000円にしようとするものです。補正理由につきましては、後期高齢者医療特別会計におきましては、収納した保険料をそのまま北海道後期高齢者医療広域連合へ納付することとなりますが、被保険者からの保険料が当初予算を超えて収納となる見込みとなったことから、広域連合へ納付する歳出が不足するため補正しようとするものです。それでは、事項別明細書の歳出からご説明させていただきますので5ページをお開き願います。2款

1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 8 節負担金補助及び交付金において予算計上しております後期高齢者医療保険料負担金について、歳入の保険料の増に伴い、不足する 2 1 2 万 1 0 0 0 円を追加するものです。続きまして、4 ページの歳入についてですが、1 款 1 項 1 目特別徴収保険料現年度分で 2 万 4 0 0 0 円を追加し、1 款 1 項 2 目普通徴収保険料 1 節現年度分で 2 0 9 万 7 0 0 0 円を追加しようとするものです。以上、議案第 2 2 号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 1 0、議案第 2 2 号、令和 4 年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は原案のとおり可決しました。

日程第 1 1、発議第 1 号、平取町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。提出理由の説明を求めます。1 番櫻井議員。

1 番
櫻井議員

それでは、発議第 1 号、平取町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明申し上げます。令和 3 年 5 月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法、そして独立行政法人等、個人情報保護法の三つの法律が個人情報保護法に統合されました。これにより、地方公共団体の執行機関は、新たな個人情報保護法の規定が直接適用されることになりましたが、地方公共団体の議会は、国会と同様、改正法の適用除外とされ、議会における個人情報の取扱いは自律的な対応に委ねることとされました。このため、個人情報保護法の改正規定の施行される令和 5 年 5 月までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定など、議会として適切な措置を図る必要があります。本定例会に平取町議会の個人情報の保護に関する条例を提案するものであります。条例の主な内容として、新個人情報保護法との整合性を図るため、法の第 5 章行政機関等の義務など各条の規定にほぼ対応する形にしていること。対象となる議会における個人情報は、議会事務局が保有する個人情報で、議長を含む各議員が保有する個人情報は対象としないこと。機関として負う義務を課す条文の主体は議会、個人情報の開示や訂正など具体的な処分の権限行使に係る条文の主体は議長としています。また、条例制定に当たり、執行機関が直接適用となるため、その整合性を図る観点から、罰則規定を設ける必要があります。令和 5 年 2 月 2 7 日に札幌地方検察庁との協議

が完了したことから、平取町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案するところであります。附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。提出議員は、私櫻井、賛成議員は金谷議員、中川議員であります。以上です。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、発議第1号、平取町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

ここで休憩いたします。各議員は議員控室のほうに移動してください。

(休憩 2時58分)

(再開 3時 8分)

それでは、再開いたします。お諮りします。議案第23号、教育長の任命についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第23号、教育長の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第23号、教育長の任命についてご説明をさせていただきます。平取町の教育委員会教育長に次の方を任命したいので、地方公共行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。この度の提案でございますけれども、現在、教育長であります庄野教育長が、本年3月31日をもって退職されることによるものでございまして、庄野教育長には、平成28年4月から7年間、本町の教育行政の向上に心血を注いでいただきました。庄野氏のこれまでの業績に対し深く感謝を申し上げるところでございます。庄野氏の後任として、次の方を任命いたしたく提案を申し上げます。任命する方は、住所、沙流郡日高町富川西2丁目4番1号、松田拓美氏でございます。生年月日、昭和36年7月22日、61歳でございます。裏面をご覧いただきたいと思います。経歴概要でございますけれ

ども、昭和61年3月、神奈川大学経済学部を卒業いたしまして、63年4月に三石町立三石中学校のご教諭として着任され、平成16年4月、日高町立日高中学校の教頭、平成19年4月には平取町立平取中学校の教頭、平成24年、新冠町立旭小学校で校長に就任されまして、平成28年には振内中学校の校長として3年間勤務されております。令和4年3月、新冠町立新冠中学校の校長を最後に定年退職されまして、その4月から日高町地域住民課付で児童なかよしクラブの支援員を務められております。この経歴のとおり、松田氏は教育全般、とりわけ学校教育の現状等にも精通され、すぐれた見識と熱意、さらに公正な意見を持つ方で、そこから当町の教育各施策の推進にあたり、その才能を十分に発揮していただけるものと確信をしているところでございますので、任命について議会の同意をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、追加日程第1、議案第23号、教育長の任命については、任命同意することに決定しました。

お諮りします。承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨、申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。

議案23件で原案可決22件、同意1件。発議1件で原案可決1件。承認1件で決定1件。以上のとおりです。

本定例会の会議された事件は全て終了しましたので、令和5年第2回平取町
議会定例会を閉会いたします。

(閉 会 午後3時14分)